

右の通從町御奉行所被仰渡候間町々名主家主委細心得右體の病人有之候は、早速御訴申出養生所へ可遣候此旨町中不殘入念可被相觸候以上

町年寄

三人

同年七月廿一日

小石川養生所より今五つ時町中名主可罷出旨當十八日配符參り候に付則罷出候處御與力方瀨田作左衛門殿吉田十郎兵衛殿御申渡

一 病人御取扱の義色々取沙汰いたし候由相聞へ候依之養生所の様子並病人御取扱の様子名主見置可申勿論左の趣共會て無之事に候間病人有之は早速可差遣候最向後御番所は御訴申候義は無用にいたし名主判鑑を爲持直に可差遣候此段町中へ申聞せ候様御申渡被成候

名主共へ可申渡品々（本年八月にも同文の申渡あり）

- 一 御藥園の私藥を御遣ひ藥切を御覽可被遊ため養生所を御建被遊候様存違候事
- 一 和人參を御遣ひ被成候様風説の事
- 一 藥をやくはんなどにて大勢のを一つにせんし用候様存候事
- 一 看病人扱に非人をいたし候様申なし候事養生所へ罷出度と申病人候は、名主方にてつよく吟味不致先養生所へ差出事此譯に不埒の名主共不僉儀にいたし候は又は六ヶ敷存拾置可申と被存候間養生所にてとくと可致吟味ための事
- 一 病人致全快歸宅の節雜用等勘定被仰付候様取沙汰いたし候事

卯七月

先達て相觸候小石川於養生所極貧の病人御扶持等被下並通ひ病人ともに養生被仰付候に付逗留の病人は支配所へ訴候上

名主方にて致吟味病人さし遣候處心得違の義も有之哉又は支配所へ訴候事を大切に存候の彼是世話いたし候義を六ヶ敷存願人有之候とも家主名主等迄其分を打拾置候様風聞有之候依之向後支配所へ相觸候義無用可致候家主にても相店のもの店請人成とも一人病人に相添名主又は名主無之町は月行事判鑑を養生所へ直に持參可致候役人吟味の上長屋は入置養生可申付候間一町切に名主家主吟味致病人共養生所へ可差遣候木道外科眠病の御醫者衆まで被仰付毎月相詰候て療治有之間地借店借の者へも入念可申聞候以上

七月

右は七月二十二日奈良屋にて寫物町中連判同二十三日同所納

同年八月廿三日

樽屋藤左衛門殿年番名主に被申渡

小石川養生所へ參候病人此間夥敷有之候間逗留の病人は格別通ひ病人は無用可仕旨被申渡候

同年 同 月

養生所へ通ひ病人の事

- 一 相觸候得共極貧の藥給兼候者の類
- 一 子供大勢育之相觸候得共藥給させ候儀成兼候ものの類
- 一 癩病の外難病にて年久敷候者の類右の分養生所へ通ひ療治請度と願出候は、藥遣候様に可仕候然共敷の御定無御座候ては是も夥敷可有御座候間三百人を限り藥遣し候様に相極可然奉存候
- 一 右の通通ひ病人の品極極置上下共に奉公人は勿論身持候體のもの養生所參候共吟味時仕向後は藥遣可申候様可仕候右の通奉候以上

享保八年卯八月

右は卯八月十六日有馬兵庫頭殿へ上る

覺

八月十八日養生所

一 逗留病人

五十七人

一 通ひ病人

三百十四人

右は通ひ病人數大勢に罷成醫者兼手廻成兼申候間今日より通病人參候共藥不差遣候様に申付候

一 通ひ病人の内養生所長屋出來候は、逗留いたし療治請申度旨相願候もの九十八人御座候

享保八年卯八月十九日

九八四

大岡越前守

諏訪美濃守

右は卯八月十九日有馬兵庫頭殿へ上る

町奉行

醫師

曾谷長顯

熊谷玄與

有馬内膳支配

大膳亮好庵

大岡越前守

諏訪美濃守

右小石川御藥園に養生所病人の儀願の通可致療治候岡大庵林良適承合可相萬候但大庵良適申談一日に一人宛相詰候様に可致候尤病人の様次第繁々にも相越候て可有之候

右の通申渡候間可被得其意候

右の書付享保八年卯十月十日石川近江守殿御渡被成候

同九年五月三日

養生所病人に用候人參の儀一ヶ月に大概十二兩程宛入申候尤右の高より減候月も御座候右人參の儀只今迄私共判鑑にて人參座より取寄申候得共十兩餘死入申候節は指支申候依之養生分所は人參一ヶ月に五兩宛判段に請取申度候其分は私共判鑑にて請取申候間右五間宛毎月相渡候様に宗對馬守方へ被仰渡被下候様に仕度奉存候以上

享保九年辰五月

大岡越前守

諏訪美濃守

右は辰五月三日戸田山城守殿へ上り候處御別座にて水野和泉守殿御請取

折廻し

宗對馬守家來へ相渡候書付寫

小石川病人養生所入用に付て毎月人參五兩つゝ町奉行判監にて相渡候様に人參座へ斷可申遣候

右へ享保九年辰五月八日水野和泉守殿諏訪美濃守へ御渡被成候由にて即日美濃守より來る

同十年十月

科無之無宿非人の外病人養生所へ遣候儀に付御書付

今度聖堂前堀へ八兵衛と申者老女を突落し候處に止り居聲立候付番人引上養育いたし置御目付へ相達候尤老女町奉行へ相渡候處病氣故溜へ遣置候内相果候向後三奉行掛りともに無宿非人の外右類の病人等小石川養生所へ遣療養爲致答に候間可得其意候以上

同十三年四月

藥草の儀に付田邊伊豫へ富士の麓諏訪の森より遊境まで芝野被下候御書付

甲州部内領上吉田村

田邊伊豫

近年藥草の儀取扱仕江戸にも往來候に付物入有之故富士の麓諏訪の森より遊境と申所まで堅南北貳拾町横四町余の芝間の内堅拾町被下置候様に相願候へとも右願の通には難成候依之堅貳町横四町余被下候右の趣可被申渡候書面の通芝間の内堅貳町横四町余可被相渡候

同十五年十二月廿三日

喜多村にて町中名主へ被申渡

先達て被仰渡候白牛洞町々までせんじやう六ヶ敷存候由に付御書付被下候最鹿末に不存様町々へ可申渡旨被申渡候但御書付右の通

牛番共疱瘡麻疹にもちゆ

右何毛の牛にてちふんを黒焼にして粉にし用ゆへしかねてこしらひ置にはよもぎをくにせそのぶんをとりほして粉にして用ゆるなり白きうしあめうしはなほよし

- 一 疱瘡麻疹出かぬるに用ゆおもき病體には度々用ゆへし惣て疱瘡はしかにてなやむにもちいてよし
- 一 疱瘡麻疹の後腹中下り又は熱さめかね氣色おもく痰咳やみかぬるなにも用ひてよし

一 疱瘡麻疹の流行どき前方に用ひていよくよし

一 疱瘡麻疹の結毒又はかき破たるに黒焼にして付ればよし

右用ひ様は五六分づゝさゆにはきたて用ゆ或は口にさわりのみかたき時は布切にてつゝみ振出して用ゆへし殊のほかおもき病人には温たき酒にて用ひてよし

元文元年七月廿六日

(總町天皇 八代將軍吉宗)

稻生下野守様年番名主へ被仰渡

町中極貧の者相煩人參用候様醫師差圖致候ても調候儀難成程の者へ葦葉人參可被下候間兼て町人共へ申渡置頂戴に罷出候節は病體相認家主印形仕名主障入有之候はゞ承届候段奥印仕下野守様御番所へ家主に爲持可差出旨被仰渡候

同年十一月朔日

奈良屋にて年番名主へ被申渡

朝鮮人參葦葉

右は病用に付人參服用致度存候ても調候儀難成者若人參葦葉服用致度願候得は被下候間病人の好身の者に家主成共名主成とも一人付添下野守様御番所へ罷出可相願候尤貳度目よりは壹人罷出頂戴致候様に可致候會て六ヶ敷事には無之條此旨町々へ可申聞候

同三年五月十九日

覺

於日光朝鮮人參賣數名出來に付被下候方も候願候事難成面々も有之何れにも多相成候義專一に候無差別差遣候ては懇望無之候ても可相願候に付此度本石町拾軒店御用達候岡肥後方にて可賣渡候不依誰望の面々は可相調候右の通町中不殘可被相願候以上

寛保三年四月晦日

町中時疫はやり病煩候者有之候は、書上可申旨今日樽屋にて年番名主へ被申渡通達

(定より以下年號不分明)

同條 抜録

亂心者の事亂氣仕不埒成義訴出者有之節は住居の所相糺し兩番所より同心一人宛兩人差添件の者家主へ送届後日に卒爾に不相對様申付候事

附 亂心は宿に召籠置候儀雜成の旨趣人主訴訟申出候得は籠舎申付候但本心に罷成候は人主斷申出次第出籠の事撰要類集抜録

覺

小石川養生所只今迄本道三人にて相勤申候近年小川丹治も相加り療治仕候に付向後本道二人に被仰付差支候義有御座間敷候三人の内曲直瀬壽徳院藤本道泉兩人に被仰付杉浦昌は御免被成可然奉存候

一 外科唯今迄四人にて相勤候得共小寄快元坂本資元二人に被仰付杉本元慎佐藤愛南兩人は御免被成可然奉存候

一 右養生所相勤候御醫師並小川丹治へ毎年伺の上藥種科被下候欠所過料金の内を以相渡候去年金三百七十六兩被下候然る處欠所過料金共に唯今透と無御座候間當暮可相渡金子無御座候依之存寄の趣左に申上候

一 本道只今迄一ヶ年に藥種料一人に金五拾兩宛被下候療治致方致吟味候處唯今にて五十兩の藥種には入不申大概三五兩程有之候得は相濟申候間向後藥種料相止御役料米本道一人へ百俵つゝ被下可然奉存候

一 外科唯今迄一ヶ年に藥種料金二拾兩宛被下候是は膏藥遣方多く入申候平生の病人と違右疾病人多く御座候に付膏藥

多く入其上入湯藥共遣し候に付藥種料不足に相見へ候に付一人に金二十五兩程の積りにて御役料米六十俵宛被下可然奉存候

一 目醫師一人にて相勤候付藥の儀は別て高直成藥種にて其上眼病人も餘程有之候只今迄金二十兩宛被下候得共不足相見へ申候間外科同前御役料米六拾俵被下可然奉存候

一 小川丹治儀藥料一貼二分宛の積りを以去々亥年金六拾四兩去子年七拾六兩被下候近年只今迄の様子致吟味候處右の積りにては當暮凡百兩餘にも可罷成候丹治儀は親筆船一ヶ年に金拾貳兩納り候町屋敷被下尤丹治へは每暮銀子二枚つゝ被下置候乍然無祿の者に御座候間本道より藥種料少々相増金五拾兩程公役金の内を以被下可然奉存候  
右の通奉親候

九月

大岡越前守  
稻生下野守

右書付丑九月三日松平左近將監殿へ上る

## 第二十二款

度 衡

古來尺度秤量の目を盛直し或は二つ升等を使用して歪邪の巨利を得し姦商尠しとせず徳川氏の三器に於ける明治制作の鍛密に及はずと雖とも敢綿上には頗る視察を加ふるものと謂ふへし

承應二年閏六月（後光明天皇  
四代將軍家綱）

定

- 一 守隨善四郎守隨は姓善四郎は名にて二人也 二人之科目無相違被仰付候者六拾六ヶ國にて用之遣可申事
- 一 東三拾三ヶ國者守隨秤西三拾三ヶ國は善四郎秤直段此高下賣可申事
- 付 守隨祥 西三拾三ヶ國にて賣せ申間敷事
- 善四郎秤 鬼三拾三ヶ國にて賣せ申間敷事

若相違之輩有之候て賣候もの於有之は相定の通守隨善四郎互に可改之事

此趣今度被仰付候間自今以後當御地之儀は申不及東三拾三ヶ國の者共此旨可相守今迄持來候諸人秤守隨改秤目不同之惡敷分は取上ヶ候秤目能分者守隨に印を爲致其儘遣可申候印賃は秤一挺に付壹分ツ、守隨にとらせ候是又左様に相心得善四郎秤遺度者有之は守隨に印を致させ可遣も候や

同年十二月十四日

- 一 最前も相觸候通東三拾三ヶ國者秤守隨一人付被仰付候間彌此旨堅可相守事
- 一 今迄持來候諸人の秤守隨改秤目不同之惡敷分は御取上候克分者守隨極印爲致遣可申候印賃は秤一挺に付一分宛遣可

申事

一 萬之秤改候儀者一二町宛詮鑿仕様に申付候間配符廻候は、其町々之秤不殘月行事方に集置守隨に相渡爲改可申事  
明曆元年八月（後西天皇 四代將軍家綱）

覺

一 以前も度々相觸候得共町中に古秤隱置申由被開召彌此旨被仰付候間此旨堅可相守事

一 ちきわた秤四秤れいてんく其外萬の古秤今に於を有之は其町々にて致吟味當月中に守隨方へ月行事持參仕爲改遣可申候勿論守隨秤之外違ひ申間敷事

一 旅人古秤の儀も右何斷

右の通町中家持の儀は不及申借屋店借下々に至まで念を入爲申間向後萬の古秤隱置申間敷候若相背候者急度曲事に可申付事

萬治二年六月十九日

町中にて萬の秤午前にてさほ井おもりを取かへ其上緒をも手前にて取替候由相聞候向後左様成儀仕間敷候

但古秤遣申間敷候自然緒切候歟又者秤惡敷成候は、御定の通守隨所へ遣可申候少も相背候は、曲事に可申付候

寛文四年五月十二日（靈元天皇 四代將軍家綱）

諸秤直段の事

れいてんく直段

一 大ため 代三匁五掉分但仕替候代二匁

中ため 代三匁五掉分但仕替候代一匁五分

一 小ため 代三匁但掉仕替候代一匁五分

一 二重家代七匁但大ためと小ためと入申候

一 入子 代六匁五分但是は家一つに大ため小ためを入申候

綿 秤直段

一 二通 代五匁但掉替代二匁五分又取緒付代一筋付一分

一 三通 代五匁九分但掉替代取緒付入右同斷

一 横秤 代六匁五分但掉替三匁

一 かげ秤代二匁但掉替一匁二分又取緒付代一筋付

千 木 直 段

一 二貫目掛代三匁五分

但掉替二匁五分又取緒付代一筋付一分

一 貳貫五百目より三貫五百目迄代四匁五分

但掉替三匁又取緒付代一筋付一分

一 四貫目より六貫目目迄 代七匁

但掉替四匁五分又取緒付代一筋付一匁五厘

一 八貫目より十一貫目迄 代十二匁

但掉替八匁又取緒付代一筋付二分

一 十三貫目より十六貫目迄 代十五匁

但掉替十匁又取緒付一筋付二分

一 十八貫目より二十三貫目迄 代二十目

但掉替十一匁又取緒付代一筋付三分

一 二十五貫目より二十八貫迄 代二十五匁

但掉替十二匁又取緒付代一筋付三分

一 三十貫目より三十三貫目迄 代三十目

但掉替十五匁又取緒付代一筋付三分

以上

一 秤の儀東西え守隨善四郎に被仰付候は承應二年丑閏六月二十五日にて御座候事

寛文四年辰九月十二日

御秤屋

豊後

有諸掉直段員數の儀先年於は戸相極守隨善四郎連判仕公儀え書上申候取緒付替の代銀其後極候故連判之書付には其譯無御座候守隨は取緒付代少高直に取候と承及候以上

同五年七月十日

覺

最前も相觸候通町中に極印無之分銅所持仕候者極印相極候は、唯今後藤四郎兵衛所え持參可仕候當十二月に押詰り差越候得は方々よりつかへ候間只今差越可申候此旨町中不殘念之入可被相觸候少も油斷有間敷候以上

町年寄三人

同九年二月十八日

覺

江戸掛金度京掛のごとく御改掛一同に被仰付候間望の者は樽屋藤左衛門所え參買可申候新掛の直段一挺に付代銀四匁つゝ御定被仰付候間左様に可相心得旨町中相觸可申事右之通家持は不及申借屋店借裏々迄相觸可申候少も油斷有間敷候以

上

町年寄三人

同年八月四日

覺

當春相觸候通江戸掛より京掛寸法相違有之故如京掛之御改掛一同に被仰付候當閏十月朔日より一切古掛用申間敷候旨被仰付候間夫より前樽屋藤左衛門所え參新掛調之遣可申候よし町中不殘相觸可申事

八月四日

右之通家持は不及申借屋店借等迄爲申聞堅相守少も違背仕間敷候則相觸候は、名主月行事印形を持奈良屋所え今明日申可被參候少も油斷有間敷候以上

町年寄三人

同年十一月廿九日

掛之分量を改む樽屋藤左衛門司とる

同年同月同日

江戸掛不同有之に付て京掛分量に今度改之樽屋藤左衛門所に新掛有之候相求向後可被用之候以上

同十年九月三日

覺

去年より京掛の寸法にて新掛被仰付之處今に古掛を用候所有之由其間候高一萬石に付て新掛五十宛の積高に應し樽屋藤左衛門所より家之江並領内におゐて可被用之者也

同十一年三月十八日

第二十二款 度

衝

同十二年三月廿七日

三年前酉年被仰付候新榊樽屋藤左衛門所にて調之十月朔日より古榊一切遣申間敷候旨町中に相獨候所干今古榊遣申者有之由相聞候間古榊堅遣申間敷候自今以後相背輩於有之は急度曲事に可申付候事

三月

右は三月十八日御觸町年寄衆へ町々名主月行事罷越致請判候

元禄元年十月廿七日 (東山天皇 五代將軍綱吉)

覺

町中にて惡敷秤有之由相聞不届に候縱令守隨方より仕出候秤にても後に拵直惡敷秤遣申もの有之候は、穿鑿の上急度可申旨候間此旨相心得惡敷秤堅申間敷候已上

十月

右は十月二十七日御觸町中 判

附錄

右之通御觸有之候後守隨彦太郎手代共町々を秤改相廻り緒其外守前にて繕いたし候秤所持の者とも段々に帳面に書留秤をも取上げ参尤江戸中にて百三十四人繕いたし候もの有之繕様の委細書付彦太郎より同二年己四月御月番安房守様御番所へ申上候に付右差上候書付え右之通御裏書出候守隨彦太郎秤出入に付訴訟申出候間表書のもの共百三十四人召連來る十一日之朝五ツ時可罷出者也

巳四月五日

安房 番所

百三十四人

同十二年三月

右之御裏書彦太郎分より持廻り書上候名前之所々へ相附候に付御差日に銘々召連罷出候所御白洲へ被召出段々御會儀の上秤繕の次第に寄三十日切之御咎牢舎並三十日切又は十五日切之御咎手鎖被仰付右日切遇に段々僉手籠舎御赦免被成候尤百三十四人手鎖牢舎に付四切之内に十人程牢死致候事

正徳元年十二月朔日 (中御門天皇 六代將軍家宣)

覺

秤の値段二匁相増向後一挺に付五匁五分つゝに賣渡修覆の値段は不相増候間此旨町中不殘可觸知者也

同二年三月

榊直段一匁八分相増向後一挺に付五匁八分宛其外大小の榊直段に應し賣渡候筈に申付候尤紛敷榊堅く取扱申間敷候此旨町中可觸知候以上

三月

榊増値段之覺

- 一 一斗榊 代銀三十七匁七分
- 一 七升榊 代銀二十九匁
- 一 五升榊 同 二十三匁
- 一 一升榊 同 五匁八分
- 一 五合榊 同 二匁七分

第二十二款 銜



一 二合平秤 同 二匁五分

同四年正月 (七代將軍家繼)

秤増直段の覺

- 一 れんてん 一挺に付 昔直段三匁五分卯年より直段五匁五分張紙に増直段に不及候
- 一 厘直秤 一挺に付 昔直段五匁卯年より直段七匁右同斷
- 一 小直秤 一挺に付 昔直段三匁卯年より直段五匁右同斷
- 一 綿秤 一挺に付 昔直段六匁卯年より直段八匁當巳年より八匁五分
- 一 大外通し綿秤 一挺に付 昔直段九匁卯年より直段拾壹匁巳年より拾三匁
- 一 大皿秤 一挺に付 昔直段八匁卯年より直段一壹匁當巳年より拾一匁六分
- 一 中四秤 一挺に付 昔直段六匁五分卯年より直段八匁五分當巳年より九匁五分
- 一 千木三十二貫目掛 一挺に付 昔直段三拾匁卯年より直段三拾二匁當巳年より四十三匁
- 一 千木二十六貫目掛 一挺に付 昔直段十五匁卯年より直段十七匁當巳年より廿一匁
- 一 千木六貫目掛 一挺に付 昔直段七匁卯年より直段九匁當巳年より拾匁
- 一 千木三貫五百目掛 一挺に付 昔直段四匁五分卯年より直段六匁五分増直段に不及
- 一 千木二貫目掛 一挺に付 昔直段三匁五分卯年より直段五匁五分

秤直段の儀向後右張紙の通成候間此旨町中可相觸者也

享保三年閏十月 (中御門天皇 八軍代將吉宗)

覺

町中兩替屋の儀吟味の上書出し候兩替屋共天秤名主方に取上一切兩替商賣爲致申間敷候勿論賣溜錢小賣等致申儀も堅無

用に可仕候若於相背は本人曲事に申付家主五人組名主迄可爲越度候  
右之通町中急度可被相觸者也

同五年十月晦日

覺

諸秤千木新古に不限修覆糸付等内々にて拵ひ用候儀堅仕間敷候旨町中可相觸候以上

十月

右之通被仰渡候間町中不殘可被相觸候已上

同十年七月廿八日

覺

無判之掛遺候儀停止之旨前々相觸候處今以所々に有之由相聞不届に候吟味之儀樽屋藤左衛門に申付候間無判之掛遺候者有之おゐては急度曲事可申付候此旨町中可觸知候以上

七月

右の趣被仰渡候間掛を遺候商賣仕候者は不及申家持借屋裏々之者御極印無之掛一切遺申間敷候勿論無判之升拵賣不申候様町中不殘可被相觸候以上

元文二年四月十九日

(總町天皇 八代將軍吉宗)

無判の掛遺ひ候儀停止の者前々より相觸候處近年猥に相成候由不届に候今度吟味の儀申渡候間無判の掛遺ひ候者於有之は急度曲事可申付候此旨町中可觸知者也

四月

町年寄三人

右の趣被仰渡候間辨を遣ひ高賣仕ものは不及申家持店から裏々迄御焼印無之辨一切遣ひ申間敷候勿論無判の辨拵賣不申候様町中不殘可被相觸候以上

右者四月十九日御觸町中連判同二十三日喜多村納

寛保四年二月十五日

(此年二月廿二日  
延享と改元)

神谷四郎相觸候國々へ善四郎方より役人相廻し秤改候節秤數多所持の者も不隠置不殘出し見せ改請候様可致候最紛敷秤は取上候筈に候此旨急度可相守者也

右の趣五幾内山陽道南海道西妾道山陰道の内因幡伯耆出雲石見隠岐并對馬都合三十五ヶ國御料は御代官私領は地頭より可被相觸候

二月

右の通相心得可相觸旨從町御奉行所被仰渡候間町中不殘可被相觸候以上

町年寄三人

實曆二年八月十一日

(桃園天皇  
九代將軍家重)

諸秤の儀古來より守隨彦太郎役人相廻相改候處近年者私事の様に相心得候哉諸秤數多致所持者も秤少く出し見世不宜秤は隠置或は秤所持不致旨申改請さる者も有之様に相聞候前以相觸候通守隨方より役人相廻候節諸秤不隠置不殘出し改請候様に可致候最紛敷秤は取上候筈に候此旨急度可相申者也

右の趣東海道東山道北陸道並丹波丹後但馬都合三十三ヶ國御料は御代官私領は地頭より可相觸候

右の通先年相觸候得共近年又々私事の様に心得候哉不相用者も有之取上に可相成秤も守隨方へ不相渡所も有之様に相願候前々より相觸候通西三十三ヶ國の秤は東三十三ヶ國にて通用無之取上に相成候筋之秤は守隨方急度相渡可申候勿論諸秤新古に不限守隨方の外には一切賣買仕間敷候最諸秤手前にて衡並鍾取替其上緒をも手前にて取替候者も有之候は

は急度答可申付候

右之通先達て相觸候通向々え尙又可被相觸候

八月

右之通可被相觸候

右御觸八月十一日樽屋にて寫物町中連判同十四日同所納

## 第二十三款

### 服制

舊幕の服制たる其便不便は暫く擱き上下必ず衣服通用するを得ざるが爲めに傾蓋一目して其士たり商たり農たるを知るを得へし服制既に定る後の教令は衣服の華美奢侈に流るゝを戒むるのみ

寛永五年二月九日

(後水尾天皇  
三代將軍家光)

定

一 歩行若黨弓鐵砲之者着物之事絹ツムキノ分ハユルスヘシ其上之衣裳無用タルヘシ但其主人ヨリアタエシ着物ハ不苦事

二 百姓着物之事百姓之分者布モメンタルヘシ但名主其外百姓之女房ハ袖ノ着物迄ハ不苦其上之衣類着候ハ、曲事タルヘキ也

慶安元年二月二十二日

町觸

一 町人召仕絹布着し申事此以前より被仰候付儘承申候間絹布計着し可申候町中のは不及申店かり借屋の者ともにも此旨急度可申付候附刀脇差の拵結構に仕間敷事

一 羅紗の合羽着し申間敷事

同二年四月五日

日光御參詣

覺

- 一 鐵砲袋狸々皮并羅紗停止之事
- 一 諸道具金銀之はく之紋停止之事
- 一 虎皮蠟虎皮豹之皮鞍覆停止之事
- 一 絹手綱停止之事
- 一 歩行若黨并小者中間衣類等まで常々可爲御定之通事
- 一 乘懸け馬ふとん等華麗たる儀無用事
- 一 馬衣木綿之外無用事
- 一 金銀のし付停止之事

以 上 寛永九年三月萬治二年及び寛文三年二月十五日にも是と同文の教令あり

同五年九月十七日(此年九月十八日) (四代將軍家綱)

- 一 此已前も被仰付候町人召仕之者衣類之儀紗綾縮緬平がめや羽二重緒紬着し可申候此外卷物類襟帯にも堅仕間敷候事
  - 一 町人羅紗之合羽着申間敷候 附り 長刀大脇差さし申儀尤召仕同前停止之事
  - 一 町人召仕刀之儀主人之供仕候時さし可申候又使に參候時者主人より札を取其札持候て可罷出候其砌者刀差可申候常々召仕刀差申事堅可爲停止事
- 寛文四年七月十三日(寛元天皇 四代將軍家綱)
- 一 緒紬の儀一端に付大工のかねにしたけ三丈四尺幅一尺四寸たるべき事(寛永日記には三丈六尺)とあり
  - 一 布木綿の儀一端に付大工のかねにてたけ三丈四尺はば一尺三寸可爲事

士共能登守殿御渡

右之通以前被相定の所近年猥に有之間向後書面の寸尺より不及に織出す輩於有之可爲曲事來巳年秋中より改之不足之分見出し次第可取之間於諸國在々所々可存其趣者也

(寛永三年十二月七日にも此と同文の教令あり)

同五年八月

絹木綿の丈を二丈六尺に御定め也

同八年三月十五日

被仰出之町人の面々御扶持人たりとも刀を帯ふるを堅く無用たるへし但し御許之輩は各別なり其外於帶之は急度御法度に可被仰付

同年同月廿日

覺

御扶持人之町人刀差候儀御免之事但法體之者は無用之事

但召連被下人へ是又刀無用之事

右之趣從御公儀御扶持被下候町人に可申渡候御扶持人有之町々重を申渡候段其御扶持人名書付持參可申候事

同年七月十六日

覺

來る二十一日より刀改に御出し被成候間御免許之外之者違背不仕候様可被相守もの也

同年(月日不分明)

覺

町人族立之彫又は火事出來之砌は各別之事に候間其節は刀差候義御免被成候事

右之通町中へ觸聞可被申候以上

同年 (月日不)

御觸

百姓町人衣服絹袖木綿麻布以此内分限に應し妻子共に可着用此外無用に可仕旨被仰渡奉長候事  
附 惣て下女布木綿着帯同前之事

同十年十二月廿八日

覺

今度御觸有之前髪付之商人共前髪おとし商賣爲致可申候自今以後弟右之通之商人を拵無作法成義爲致申間敷候若違背申  
付者於有之は急度曲事に可申付者也

天和二年二月 (五代將軍綱吉)

町人火事之節又は旅立之時分も刀指候儀一切無用に可仕候右之通町中不殘可被相觸事

同年 (月日不)

女之着類面々妻子并召仕の下女に至迄御法之通彌相守可被申付候御法度之着類候は、押取主人家主等え引渡候上及吟味  
候者奉公人は其主人宿入之者は家主可爲越度候

同三年二月初日

金紗 縫 惣鹿子

右之品々向後女の衣類に制禁之惣て珍敷織物染物新規に仕出候こと無用小袖の表一端に付直段銀二百目より高直に賣買  
仕間敷者也

同年同月同日

今日出仕之面々へ大目付兼被申渡書付

祭禮法事彌輕く可執行之惣て寺社山伏法衣装束萬端輕可仕事

町人舞々猿樂等は縦爲御扶持人雖向後刀不可指之事

百姓町人衣服絹袖木綿麻布以此内應分限妻子共可着用之事

舞々猿樂等右同斷但役相動候時分は鬨斗目不苦之事

惣て下女半下者布木綿可着之帶同前之事

右書付大目付被申渡之

二十三日

下々衣類儀に付明日より御小人目付改に出申由尤帶頭申等迄改之

同年同月十八日

覺

新吉原之者共并に遊女之衣類絹袖木綿麻布着之附帶同前之事

右之通被仰出候間堅可相守之若相背者於有之は遊女は主人迄店借は家主迄五人組名主迄急度曲事可申付者也

同年同月廿二日

覺

先日相觸候通町人衣類之儀御定の外一切着し申間敷候尤縫の紋所付上帶下帶半ゑり袖へり頭申三尺等拭鼻紙袋申着等迄  
絹木綿麻布之外一切無用に可仕候若相背者有之候は、急度曲事可被仰付候間此旨堅相守可申候以上

同年同月同日

今日御目付兼被申候者小者中間下女はした衣類之儀は不及申頭巾ゑり袖へり帶何にても木綿之外けんなの類一切着し申

候に急度可被申付候明二十四日より御徒目付衆見合次第捕之由候間可被得其意候以上

一〇〇八

國 半兵衛  
佐 六右衛門  
中 隱岐守  
彦 伯耆守

同年同月同日

覺

先日相觸候町人刀衣類改に御徒目附衆御出被成候若相背者共有之は御捕被成候間此旨相心得家持は不及申借屋店借地借召仕之者迄爲申間急度相守可申候少も油斷有間敷候以上

町年寄三人

同年同月廿六日

覺

- 一 茶道坊主女端下者中間同前依之木綿之外堅無用中店茶之間以上者小袖不苦事
- 一 法印法眼御側之醫師御禮日之外白小袖可爲遠慮事
- 一 諸家中之侍淺黄ばく黄ばく可爲遠慮事

同年同月

先達て被仰出候御條目之通中間下女半下之分あり袖あり上下帶頭巾三尺手拭鼻かみ袋巾着等に至る迄惣て木綿麻布之外一切可爲停止旨今日被仰出候間彌堅相守り向々下人共に可申付候若違背之者於有之は召捕可申由御歩行目付へ被仰渡方々廻り申候間左様に可相心得旨被仰出候以上

同年同月五日

町奉行大目付へ被仰出趣老中傳之覺

女衣類縫金紗之衣服持合候共着候儀可爲無用并縫紋無用事

以上

同年同月

覺

町屋舖住宅候奉公人扶持人合力取候醫師座頭并浪人之妻子召仕附り女之奉公人たりと云共惣て女衣裳縫金紗者衣類持來候者も着し候儀無用たるへし縫の紋所同然たるへし右背もの於有之は急度曲事可申付者也

同年十月十二日

諸番輩衣類結構に相見申に付向後輕く可仕旨諸番頭中へ御老中若年寄より被仰付

貞享三年六月十八日

覺

女衣類縫御制禁被仰付候得共有來の儀に候の間向後結構に無之様に代銀二百五十匁を限り縫の衣類賣買可仕候尤すぬひなどの類美麗成儀仕間敷候若此旨於相背若急度曲事可申付者也

六月十八日

右吳服所へ被仰渡之

右之通被仰出候間吳服商賣仕候者縫屋共に此旨相心得可申候金紗も少つゝ遺候儀は不苦候小袖表一つに付代銀二百五十目より高値に一切商賣仕間敷候此旨堅相守可申者也

同年二月六日

(此年九月三十日、東山天皇  
日元鐘と改元) (五代將軍綱吉)

第二十三款 服

制

一〇〇九

覺

衣類之儀先年被仰出候處此日猥に御法度之衣類着候由相聞候就夫故人御出被成自然相背御定之外結構成衣類着候者有之候は、男女ともに御捕被成急度可被仰付候間左様相心得先年被仰出候通相守可申候  
右之趣家持は不及申借露店借地借等に至まで此旨爲申聞急度爲相守可申候少しも油斷有間敷候已上

町年寄三人

元禄元年十二月十九日

頃日町中にて女衣類結構成物着し候由相聞候由先年被仰出候御定の外結構成衣類一切着し申聞敷候女に不限町人共に御法度之衣類着し申聞敷候付然御定之外結構成衣類着し候は、男女共に召捕之急度可申付候間此旨可相守候以上

同二年正月十二日

覺

吳服物之値段表一端に付銀二百五十匁御定之處二百五十匁より高値成る吳服物商賣仕候由相聞候間向後二百五十匁より高値成吳服物面賣仕間敷候若御定より高値成吳服物誂候者有之候共受取申聞敷候此旨相背候は、急度可被仰付候間堅相守可申候  
右之通比日吳服屋とも申渡候得とも不承ものも可有之候に付如斯相觸候間町中吳服商賣仕候もの共に委細爲申聞此旨急度相守可申候少しも違背有間敷候已上

町年寄三人

同年閏正月

覺

衣類之儀度々御法度被仰出候處頃日御法度之衣類着し候女町廻り之與力見出し捕之來候に付穿鑿之上牢舎申付候間彌御

定之外御法度之衣類一切着し申聞敷候此上若相背候者於有之者捕之重て者彌強可申付候間此旨可相守者也

同三年五月

火事装束の儀伺之覺 附加筆

午五月大目付へ火消御役勤仕之諸大名衆之留守居之輩被召寄火消装束之儀被仰渡候に付伺之覺

一 羽織袴に白餅三ツ家付相印に仕候儀如何

無用に候

一 頭巾之相印に白き丁木仕候や如何

無用に候

一 紋所に付不苦候哉

三所五所にて在來紋のあるへき所に付候者不苦候角の内丸の内心次第但し紋の内より劔或者はらひ手など出して付候事は無用たるへし

一 木綿勝負革染之羽織不苦候哉

くるしからず

一 羽織うしろに小路二筋付申候は如何

少之筋にても無用

一 も、引水玉筋小紋如何

くるしからず候

一 三尺手ぬくひの筋如何

くるしからず候

右之通御用人を以聞届候

用人迄相尋候覺

一 頭巾甲なりまひさしなど有之は如何

少しにても色替り候筋甲之様に目立候は、遠慮可然候少しひたを折友革にてすこし筋有之分は不苦候目庇も不苦候

一 頭巾に紋所成不申候由

一 吹返し取可申事

以上

正徳三年五月十九日

(中御門天皇  
七代將軍家繼)

今度女之衣類等之事御制禁之次第吳服屋共え相觸候趣能々令承知自今以後右着類といふ共御制禁之小袖等之商賣不可仕若違犯之輩有之候は、急度曲事申付へき者也

右之通被仰出候間町中不殘可觸者也

同年同月廿一日

於長崎表に近年打續絲類すくなく渡來り京都織殿之者共其渡世を失ひ候由去年之春前御代御聽に達織物之類和絲を兼用ひ家業をも取續候様可仕之旨被仰出候然處去年以前眞綿並緒綿等商賣仕候者共申候處は二十年以來京都え上り候和糸之數次第に相増し諸國より出候眞綿緒綿等年々其數を減じ候京都にて和糸を用候事相止候は、眞綿きぬ綿等之代下直にも可罷成由に候眞綿緒綿等之數減候事も不可然事に候得共長崎表え渡り來候織物糸類等之數も減じ京都織殿之ものも渡世を失ひ候事は彼是以尤不可然事に候前御代思召も有之被仰出候御事に候上は自今以後京都織殿之者和糸兼用ひ候て織物等之數をも仕出候様に仕り且又唯今迄糸綿等仕出候國々は不及申其外之國々にては御料私領にかきらす乘置も宜かるへき土地にて糸綿を仕出候は、其品の利潤のためのみにあらず織物糸類並眞綿緒綿等之類も後々に及ひては世上通用之

ためにも宜かるべく候但乘置に宜土地并糸綿仕り立候事等は武士方并田舎之者共不案内之事に可有之間都て是等之物商賣仕候者其心得可有之事に候以上

五月

右之通仰出候間町中不殘可觸者也

同年同月

女中衆え被相觸

近年におよひ女中の衣類次第に結構になり來りよろしからざる事ともに候に付は此たひ小袖のおもて直段お定められ小袖のおもてひくつに付て上の御用の物は代銀五百目をかきり萬々以上の用の物は四百目をかきりとしそれより外者代銀三百目をかきりとせられ候まゝ今よりは御奉公の衆申上よりいたゝかれ候物と只今迄もち來られ候物はかくへつの事に候おのゝ手前にてとゝのへられ候物の事は小袖おもてひとつにつきて代銀三百目より上の物はかく御法度の御事に候惣して今より後はたとひたびゝ用ひられ候物に候とも見へくるしきほとになり候は奴をは用ひられしかるべく候又上のかたへあし上られ候物を始めわたくしの進物などの事もをのゝめしつかひ候人の事も今よりは御奉行の次第にまかせられ候て何事も結構にすぎ候はすその數も多からず候やうにしかるべく候これらの無用なる物入の事ことにつきて上の御奉行なんきの事も候ては大切の事に候まゝよくゝ此旨を相心得うるべく候以上

同年同月

條 \*

一 女之衣類自今以後小袖之表壹つに付上之御用之物は其代銀五百目を限萬石以上之用の物は四百目を限り其餘は三百目を限夫より高直之物一切商賣すへからざる事

附 女帯之類其外何物に限らず此例に准し其價を軽くし商賣すへき事



一 女之衣類絹袖に不限其下地は下品之物にて縫鹿子等は不相應之物警誂候者有之候共一切仕出すへからさる事  
 一 男女之衣類に不限自今以後或は珍敷或は新ら敷織もの染物之類一切出すへからさる事  
 右近事以來女之衣類種々結構に及び其上長崎表の渡來候織物京類を始縫鹿子染物等之手間代も相増其價以外之高直に至り尤以來可然事に付て御制禁之處に候或は衣類之下地を差遣し金糸縫箔鹿子等之代銀計にて御定之通に合候様子仕或は小袖二つ三つ之價を合せて其表壹つ之代銀とし或は珍敷模様新ら敷染色等其任好仕出候類都て是等之事によりて御法度も破候事に候得は若自今以後不依何事御制禁之旨に違犯之輩於有之は急度重科に可被行警何方より誂參候いふとも御制禁之物とも請合に不及難通子細も於有之は早速町奉行所へ訴出其沙汰に任すへきもの也  
 右之通被仰出候間吳服屋共儀町中不殘早々可相觸者也

享保三年五月八日 (八代將軍吉宗)

覺

町中男女衣類之儀前々も相觸候得共美麗之由に候此間者別て結構に成下着迄に心を付候様相聞不届に候町人并召仕男女共衣類之品先年相觸候通可心得候於相背は急度曲事可申付候勿論見合次第召捕可申候間此旨可觸知者也  
 右御觸五月八日樽屋にて寫物町中連判同十日同所納

同年七月五日

覺

- 一 御鷹方上役餌差組并肝煎
- 一 御馬乘
- 一 進上奉行
- 一 伊賀之者

- 一 御下男頭
  - 一 御小人
  - 一 大工棟梁
  - 一 手代組頭共
  - 一 諸同心只今迄着來り候分
  - 一 御鏡砲玉藥奉行組の者
  - 一 吹上御花畑役所筆頭
  - 一 同御鳥方組
  - 一 同世話役
  - 一 同御馬方上役
- 右之輩向後熨斗目並七夕八朔白帷子一切堅着用仕間敷旨向々へ急度可被相達候以上  
 享保三年戊七月

古御書付戊七月五日大岡越前守詰番の節鈴木伊兵衛被相渡候に付相廻し本紙手前に有之

同六年四月

御女中様方附

女中衣服次第に結構に成候か様に有之間敷儀に候間輕き品を用候様にとの思召に付御本丸女中は向後其心得にて有之候左候へは御本丸に准し御城へ女中御使被差上候節其心得可有之事に候此段爲御心得申達候

同年同月

女中衣服次第に結構に成候か様には有之間敷儀に候間輕き品を用候様にとの思召に候得は向後彌其心得可有之事に候左

候得は御家門方其外九名兼より女中役御城上候節輕き衣服着用罷出可然儀と老中申聞候申御家門方大名兼之女中向々へ申通し有之候様に可被致候

同年閏七月

百姓并子供初輕侍奉公に出し其後在所へ引込候ても刀差候儀仕間敷候旨被仰渡奉長候在所へ歸罷在候節は屋敷方より少々合力取候共刀差申間敷候若密々に刀差申候は、曲事に可被仰付候事

同八年二月七日

山名左内と申浪人葵御紋縫に仕衣類に付其外巧成仕形共候て偽取込候品々有之に付舊罪に被成就夫葵御紋附衣類の事只今迄心得違候哉末々の男女等致着用候者も有之相聞不届に候向後一切着用仕間敷候且又御用の外葵御紋染又は縫紋織物蒔繪諸道具等に至迄附候儀自今堅可爲無用候此旨町中へ可被相觸候

但御三家并御紋御免の大名より誂候者格別に候已上

同九年六月廿三日

折返し町奉行へ

婦人衣服縫金縁入候ても小袖表一つに付代銀三百目染模様の小袖表は一つに付代銀百五拾目を限り夫より高直のもの一切拵出し申間敷候尤帷子も右に准し可申候若違犯の輩有之は急度可爲曲事旨町中へ可被相觸候以上

享保九年辰六月

右御書付辰六月二十三日松平左近將監殿此方へ斗御渡被成候由寫即日諺訪美濃守より來る

寛保三年閏四月廿八日

櫻町天皇  
八代將軍吉宗

女之櫛笄に金銀之かな物蒔繪類結構成仕方可爲無用之旨先年相觸候處近年櫛笄に大形成時花誂候者も有之籠甲之等惡をば吟味上方筋にて拵價直に賣出或者金銀之かな物高蒔繪等致其上前々は無之かんさし櫛押杯と名付拵令賣買候旨相聞

不届に候向後櫛笄いにしへの小形を可用其外之品者堅今停止候間不可拵出候勿論有合候分も不可賣出候此以後、大觸誂候もの有之候は、奉行所へ可訴出候其旨堅可相守事

勳化比丘尼は木綿衣類木綿頭巾着し朝宿を出夕七時前後には歸り候處近年は先々にて花麗成衣類を着し途中之頭巾も異様成を仕出に比丘尼に對之衣類を着させ極晩に歸り又者先々にて令止宿候も有之様相聞賣女體に紛敷不届に候畢竟所々にて致中宿候故之儀に候先年も相觸候通此度比丘尼中宿彌令停止候向後中宿致し候者於有之者早々可訴出候若隱置外より於相觸者其家主者不及申地主五人組名主迄可爲曲事候此旨堅可相守事

右之通町中可觸知者也

延享元年十月十二日

樽屋にて年番名主へ被申渡

先達御觸有之候町人男女衣類御停止の義所々途中にて御觸の外着用致候者御役人中御見咎被成衣類御取上の由風聞有之候右御吟味の義御番所よりは着用之品途中にて御改被成候ても衣類御取上被成候義にては曾て無之候外御役所御役人と申相改候ても是は筋違の儀にて有之候此節紛敷似せ役可有之事に候若右體の義有之候は、其所に留置早速御番所へ御訴可申上候最町人共心得違仕御停止の儀ゆるかせに相成候様に不存様可申聞旨被申渡候

延享二年正月七日

(九代將軍家重)

喜多村にて惣名主へ被申達申渡

先達て御觸有之候町人衣類の義近頃は御咎も無之様致風説猥に相成候旨相聞へ候去子十一月御觸有之候通彌以可相守候猶又同心衆相廻り若し相背者之候は、見合次第御召捕候筈に有之候此段從町御奉行所被仰渡候間被得其意支配の町人共え急度可被申付候以上

同年同月廿一日

伊勢町白玉屋彌十郎淺草福留町佐兵衛女房右之者御停止の衣類着此間途中にて御改に逢能勢肥後守様御番所の被召出兩人共に衣類御取上げ右兩人並夫佐兵衛共に家主五人組へ御預に罷成候間彌入念御停の衣類着用不致様可申付旨年番名主遅達

同年二月八日

覺

先達て相觸候町人男女衣類の義腕斗目着用の外は御用達の町人たり共御法度の衣類着用致候におゐては召捕急度可申付候此旨町中可觸知者也  
右之通從町御奉行所被仰渡候間町中不殘可被相觸候以上

町年寄三人

延享五年三月廿日

(此年七月廿四日) (桃園天皇)  
(寛延と改元) (九代將軍家重)  
奈良屋にて年番名主へ被申渡

此頃町方にて女物好きに羽織を着し候由右體之儀有之間敷事に候間向後爲致無用可申旨町御奉行所より被仰渡候之段被申渡候

寛延三年八月十四日

喜多村彦右衛門殿年番名主へ被申渡申渡

一 近來町人共三枚重之草履或は塗下駄等をはき候者數多有之異體候間自今急度無用に可致候  
一 此間申渡置候青紙張之日傘之義彌無用に可致候此以後不相用者有之におゐても從御奉行殿敷御咎可有之候間猶又申渡置候様被仰渡候  
右之趣可申渡旨從町御奉行所被仰渡候間町々裏々召仕并右商賣人等迄不洩様可被申渡候

年 番 名 主 中

寶曆五年二月

諸士を集て衣服の制度を命する詞

衣服の制度を出すといへとも事俄にしては中下のわつらひとならん事を思召て今より三年の間はあり來るまゝにてもあれとかし寅の年よりはうるはしく守るへしとなりたとへは侍の衣類はすへて表は紬木綿をもち裏は絹をもゆるす其下はうらおもてともに布木綿たるへし女の衣服も大やら是に准ふ但し七十以上十歳以下并に醫師出家は制外たるへし

寛政二年四月

(孝格天皇)  
(十一代將軍家齊)

百姓町人帯刀咎之事

百姓町人私に帯刀いたし罷在候もの大小取上重追放

但脇差は一尺八寸に可限

同三年十一月

百姓衣類の事

戸田采女正殿御預所役人伺

書面百姓町人の衣類絹紬木綿麻布の内を以て分限に應し妻子ともに可着旨五人組帳に有之候よし夏は麻布冬は木綿に可限と申觸候ては絹紬一切着用ならざる様に如何に可有之間假令絹紬着用可相成分限の百姓にても可成丈麻木綿を着し隨分質素に可致抔勘辨申渡可然候以上

根岸肥前守

同十年

長脇差之寸尺事

寛政十年關東在々取締之義御伺有之即長脇差寸尺之義何程より以上は長脇差と心得可申哉之段問合有之向へ一尺五寸

位を限り候義と相心得候様挨拶可仕哉之旨をも御伺有之候且又異體之拵にて長脇差之類も有之右は被盜取候品又は質入に相成吟味之上主相知候共此度御觸後者取上可申旨其節御伺濟有之候  
長脇差之義拵に不拘はゞき際より一尺五寸を長脇差と唱申候惣て近來短刀にても又者拵利運等にいたし候得ば身之寸尺にも不拘長脇差に准し候取計に相成其所業次第に文政九戌九月無宿長脇差を帶し惡事いたし候もの之義に付御觸以來相成候

寛政年間 (年月日不明)

町法被仰渡書拔録

町抱之もの革羽織以來停止に申付る間もめん法被に仕替可申事

但早々仕來る七月朔日より一統木綿法被可着事

享和元年六月

京都町奉行菅沼下野守伺

苗字帯刀いたし候百姓とも有之儀に付評議小堀縫殿御代官所山城國中并大和攝津丹波國村々百姓共之内致帯刀苗字を名乗候者取計方之義菅沼下野守御内慮相伺候處右者御觸被置候方に可有御座候得共差支者無之哉評議仕御觸等之義取調可申上旨被仰聞候

此儀百姓にて攝家官方堂上方寺院且諸家え立入候而已にて帯刀いたし苗字を名乗候者如何に相聞候に付夫々御咎等申付候筋に有之候得共右之内に者品に寄差支之筋も難計左候迎拾置可申儀候には無之候に付御觸置かれ自然にも相止候方穩に可有御座其上にも心得違えのものも有之候はゞ其時々相糺候方可然哉に奉存候依之別紙御觸書案取調入御披見申候

### 徳川時代警察沿革誌上卷 終

## 内務省警保局

東京市小石川區西古川町廿五番地

印刷人 渡邊 一郎

東京市小石川區西古川町廿五番地

印刷所 中外印刷株式會社

昭和二年三月二十七日印刷  
昭和二年三月三十日發行

工5X69

昭和二十三年三月三十日  
昭和二十三年三月二十七日

内務省警務局

東京市本町四丁目  
昭和二十三年三月三十日  
警務局長 野村 一 領





